

日野町告示第146号

下記の書類は、宛先人の所在が不明なため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達をします。

なお、この書類は日野町役場税務課において保管し、申し出があればいつでも交付します。

令和 8年 7 月 22日

日野町長 堀 江 和 博



記

文 書 の 名 称		氏 名
地方税法第458条に基づく通知 令和8年度軽自動車税全期		DOS REIS MARUYAMA HERMINIA
注 意	地方税法第20条の2第3項の規定により、告示のあった日から起算して7日を経過したときは書類の送達があったものとみなされます。	